

他自治体 事例

No.	市町村名	地域展開	補助対象	認定制度	補助対象経費	補助金額
1	新潟県 新潟市	R8年度から休日部活動を行わない。 平日の部活動は学校で判断。原則16：45まで	・非営利団体 ・要件（抜粋）：国ガイドライン遵守、研修動画視聴、保険加入など	なし	・指導者謝金 ・指導者研修受講料	・指導者1人につき1日1,000円 （活動日数、指導者人数により上限あり、50,000円～500,000円） ・指導者研修受講料の1/2（1団体5,000円上限）
2	新潟県 南魚沼市	R7年10月から 休日：認定地域クラブ活動実施の場合、原則部活動は実施しない 平日：部活動実施。認定地域クラブ活動実施でも重複して活動可 R8年4月から 休日：部活動実施しない 平日：部活動実施。認定地域クラブ活動実施の場合、原則部活動は実施しない。	どちらも該当する団体 ・認定地域クラブ ・令和7年度は10回程度、令和8年度は10回以上の活動を行うこと。	あり	・指導者への謝金及び交通費 ・消耗品費 ・遠征費（バス借上げ料、燃料費等） ・施設利用料 ・その他市長が必要と認める経費	・補助対象経費の合計額 ・補助上限額 ①と②の合計 ①クラブ基本額：中学生人数1～10人20,000円、11～20人30,000円、21人～50,000円 ②人数割額：中学生人数×5,000円
3	長野県 飯田市	令和8年度末までに休日の部活動を地域クラブ活動へ移行。平日は可能なところから移行。	令和4年度以後に設立された公認地域クラブでいずれかに該当する団体 ・これまでの学校部活動と同等の活動ができること ・市内中学校に在籍する生徒が申請時に10人以上いること	あり	・指導者の資格取得に必要な費用 ・消耗品の購入費用 ・会場の使用に要する費用 ・参加者募集に要する費用 ・指導者等への謝礼 ・大会等に参加するための交通費 ・保険加入に要する費用 ・その他市長が必要と認める費用	・補助対象経費の10/10以内の額 ・補助上限額100,000円
4	青森県 むつ市	平日休日地域クラブに移行	いずれにも該当する団体（抜粋） ・地域住民が主体となり、中学校部活動の地域以降の担い手として運営していること ・市内生徒が常時6人以上入会し、当該年度において8か月以上の日常的に継続した活動が見込めること ・3年以上継続して運営することが見込めること ・国のガイドライン及び青森県の指針に厳守した活動を行うこと	なし	・指導者謝礼 1時間当たり1,600円上限 ・旅費及び費用弁償 ・需用費（食糧費を除く。） ・使用料及び手数料 ・保険料 ・備品購入費 ・大会参加費	・補助上限額500,000円 ・補助対象経費が10万円未満の場合は全額 ・10万円を超える場合、補助対象経費の実支出額または基準額を合算した額のいずれの低い額とし 〔基準額〕 ・生徒数×月1,000円 ・指導者人数×1,000円、生徒数×800円（補助対象経費として保険料がある場合） ・大会参加料の実支出の1/2（補助対象経費として大会参加料がある場合）
5	富山県 砺波市	令和8年度に休日の部活動を完全に地域クラブ移行	・市から登録承認を受けた地域クラブ 〔地域クラブ登録〕 ・中学生に対してスポーツ、文化芸術等の活動の場を提供する団体 ・登録申請書の承認欄に競技団体または文化団体（団体がいない場合は学校長）の署名、押印が必要	なし（登録）	・団体の登録等にかかる費用 ・保険加入に係る費用 ・指導者の移動または宿泊等に係る費用 ・地域クラブが保有する用具類等の移動に係る費用 ・活動に必要な用具類等の購入に係る費用 ・その他市長が必要と認める費用	・補助上限額50,000円 ・補助対象経費を合算した額の1/2以内
6	群馬県 前橋市	令和5年度から段階的に休日の部活動を休止し、令和8年度に休日の部活動を概ね地域クラブに移行	市内にある地域スポーツクラブ、単位スポーツ少年団、前橋市スポーツ協会の構成団体等で非営利団体で次のすべてを満たす団体（抜粋） ・中学生が月1回以上、土日祝日の日中に参加できること ・令和8年度以降も中学生の受け入れを計画していること ・参加者の一部負担があること ・まえばしスポーツクラブの団体登録を行っていること 〔登録要件（抜粋）〕 平日活動2時間程度休養1日、休日活動3時間程度休養1日	あり（登録）	・施設（会場）使用料 ・指導者手当（1回2千円/人を限度） ・指導者資格取得更新費用 ・用具代（個人的なものは不可、団体で継続的に使用するもの） ・保険代（スポーツ安全保険など）	補助上限額 ・参加人数が年間延べ240人未満 30,000円 ・参加人数が年間延べ240人以上 50,000円
7	宮城県 富谷市	令和6年度～令和7年度地域クラブ試行運用・検証 令和8年度以降、土日地域クラブ本格運用。可能な場合は平日も活動	認定を受けた団体で要件をすべて満たした団体 〔認定要件〕（抜粋） ・市部活動ガイドライン、部活動指導の手引きに準じた活動日数・活動時間を設定 〔要件〕（抜粋） ・市内中学生が団員の5割または10名以上いること ・団員が10名以上、または1年以内に10名以上確保すること ・指導者が2名以上いること ・任意保険加入すること ・適切な活動のため市からの指導助言等を遵守すること	あり	部活動地域展開に伴う地域クラブの設立に関わる事業に要した費用のうち賃金、諸謝金、旅費（交通費）、借損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費及び委託費	補助限度額 100,000円 交付回数は1団体1回まで
8	長野県 松本市	令和7年度休日の部活動終了、令和8年度平日の部活動終了、令和9年度地域移行完了	すべての要件をみたす団体（抜粋） ・市内中学生を5人以上受け入れていること ・長野県中学生期の活動指針及び長野県地域クラブガイドラインに準拠していること ・週1回以上活動していること ・大会等の活動の成果を発表する機会を設けていること ・市が主催する指導者研修会を年1回以上受講した指導者がいること	なし	・指導者等の謝礼 ・交通費等費用弁償に要する経費 ・保険の加入に要する経費 ・備品の購入に要する経費 ・会場の使用に要する経費 ・参加者の募集に要する経費 ・その他市長が必要と認める経費	補助上限額 1年目100,000円、2年目50,000円 補助対象経費の10/10